



資料 7

令和 5 年度地域医療支援センターの体制について

2023/9/8

地域医療支援センターとは

医療法において、以下のとおり、規定されている。

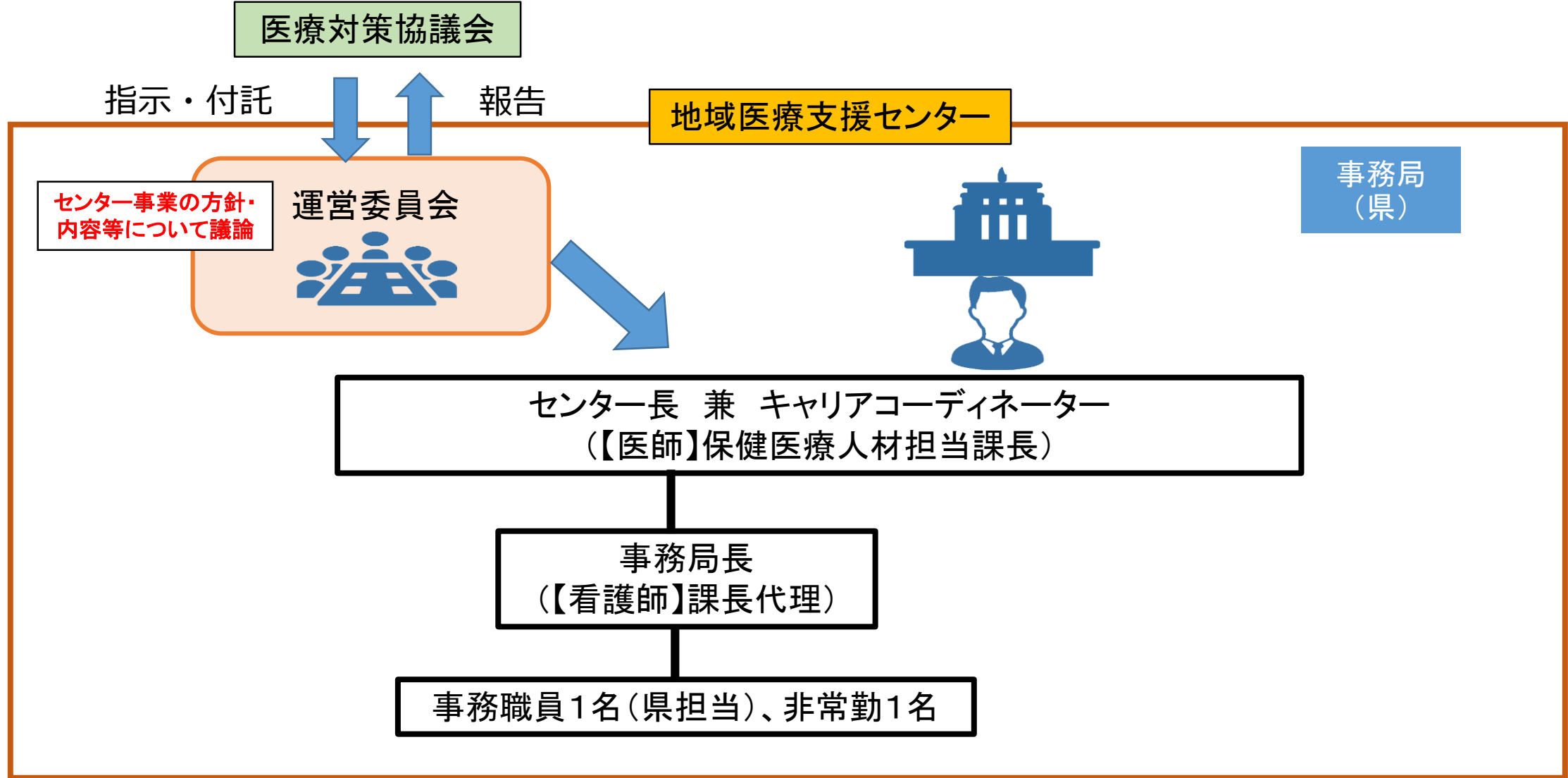
- ①都道府県は、医療対策協議会において、協議が調った事項に基づき、地域において必要とされる医療を確保するため、**各種の事務**を実施するよう努めるものとする。（医療法第30条の25第1項）
- ②都道府県は地域医療支援事務を実施するに当たり、**地域において必要とされる医療を確保するための拠点としての機能の確保に努めるものとする。**（医療法第30条の25第4項）

法定事務

- (1) 医師不足の状況等の把握、分析
- (2) 医師のキャリア形成支援
- (3) 医師不足病院の支援
- (4) 情報発信と相談への対応
- (5) 地域医療関係者との協力関係の構築
- (6) その他必要な事業

これらの事務を具体的に実行し、地域において必要とされる医療を確保するための拠点としての機能を確保するために、**神奈川地域医療支援センター**を設置した。
(平成27年10月30日)

地域医療支援センターの体制について（令和4年度まで）



県地域医療支援センターの課題

課題1: 体制が不十分(人員不足と専門性の欠如)

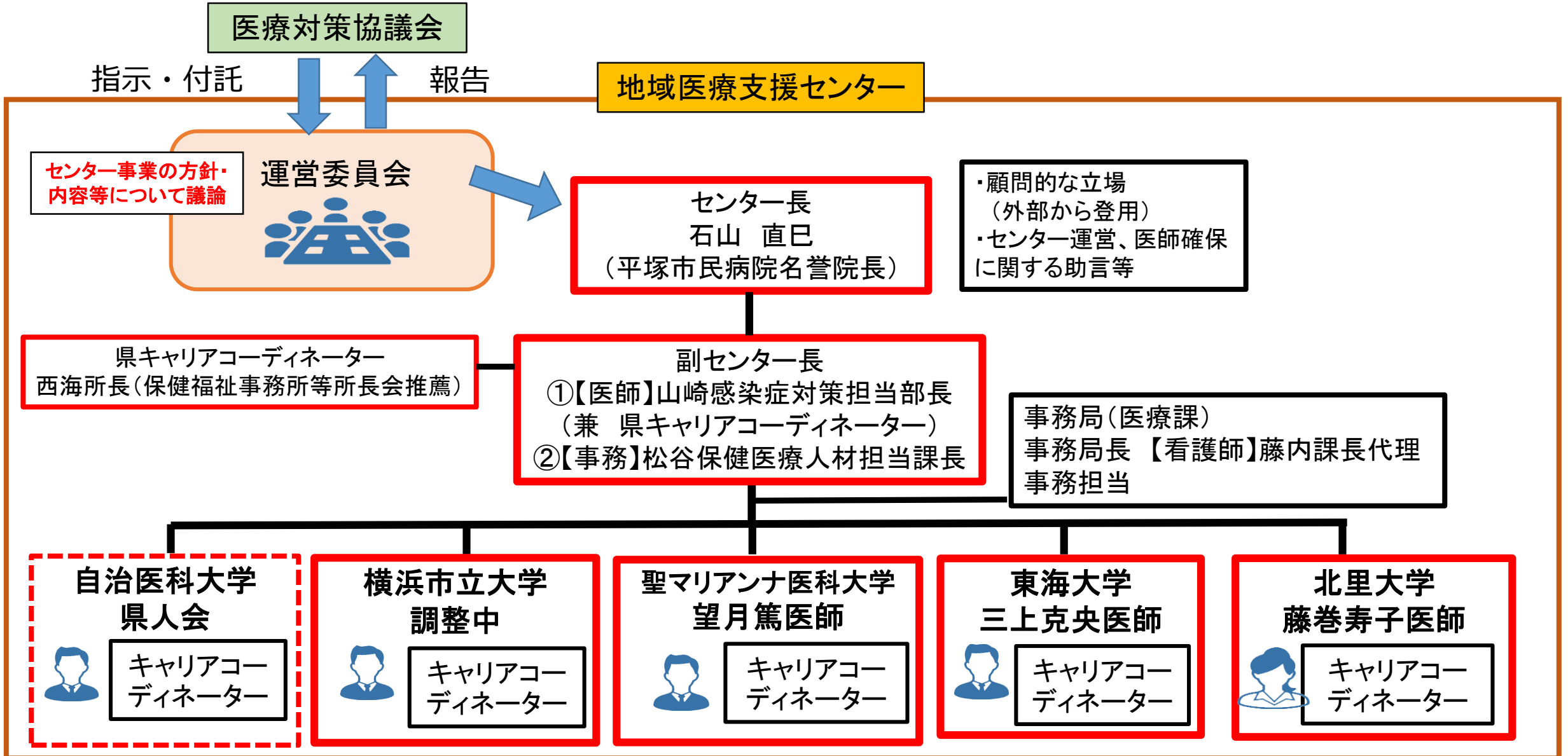
令和4年度までは、県の事務担当者1名で回しており、センター運営委員会の運営や地域枠等への啓発イベントを中心に行っている状況。

そのため、医療対策協議会で定められた方針や協議された事項を具体的に遂行することについて、十分に対応できていない。

課題2: キャリアコーディネーター(CC)(※)の業務が限定的

令和4年度は、保健医療人材担当課長が兼務しており、課長業務との兼ね合いから、CC業務へエフォートが割けていない。

地域医療支援センターの体制について（令和5年度）

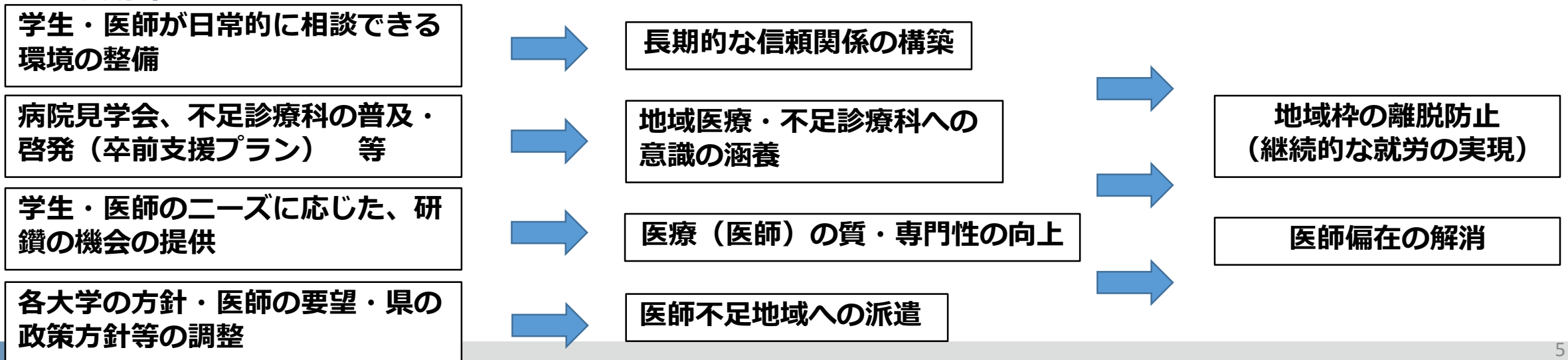


(参考) キャリアコーディネーターの役割・効果について

(1) CCの役割

時期	在学中	卒後(義務年限期間(9年))		
	キャリア卒前支援プラン	キャリア形成プログラム		
	1年～6年	1年～2年	3年～5年	6年～9年
	学生	臨床研修	専門研修	地域医療実践
業務内容	・キャリアに関する日常的な相談・定例的な面談業務			
	・病院見学会等に対する助言	・対象医師の就業場所等の要望や就業開始後の状況・要望の聴取 ・対象医師、県及び大学医局等の意向を踏まえたキャリア形成支援		

(2) CCの効果



説明は以上です。